

平成28年4月1日から

「ヘルプマーク」

の配布を開始します

京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」に基づき、障害のある人もない人も分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に安心していきいきと暮らせる共生社会の実現を目指して、様々な取組を進めています。

平成28年4月からは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう、西日本で初めて「ヘルプマーク」の配布を開始します。

ヘルプマークについて

電車・バス等、公共交通機関の優先座席の利用、駅や商業施設等で、声をかけてもらうなどの配慮が容易になるよう、ヘルプマークの配布をはじめ、広く取組の周知を行います。



ヘルプマークの赤は支援を必要としていること、ハートとプラスは相手にヘルプする気持ちを持っていただく、という意味を含んでいます。

※平成24年10月に東京都が導入。
西日本では、京都府が初めて導入します。



ヘルプマークの使用方法

ストラップを利用して、鞆等に付けて使用します。

配布について

配布場所 京都府丹後保健所 (TEL 0772-62-4302)

京都府丹後広域振興局宮津地域総務室 (TEL 0772-22-2700)

配布時期 平成28年4月1日(金)から

費用 無料

ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。

このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、

困っているようであれば声をかける等、

思いやりのある行動をお願いします。

配慮を必要としている方のための

「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚や聴覚に障害があり、状況把握が難しい方、肢体に障害があり、自力での迅速な避難が困難な方など様々な方がいます。

このマークの配布先等の詳細については、

<http://www.pref.kyoto.jp/shogaishien/helpmark.html> を御覧ください。

(問い合わせ先) 京都府健康福祉部障害者支援課

電 話 075-414-4598

F A X 075-414-4597

メール shogaishien@pref.kyoto.lg.jp